

鹿嶋市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
鹿嶋市教育委員会

【 目 次 】

第1章 計画の趣旨	2
第2章 本市の現状	2
1. 時間外在校等時間等の状況	3
2. 学校と教師の「業務の3分類」における状況	5
3. 学校における措置	7
4. 学校活動における地域連携・協働	7
5. 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	8
第3章 目標	9
1. 時間外在校等時間等に関する目標	9
2. ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標	9
第4章 計画の期間	10
第5章 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	10
1. 学校と教師の「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	10
2. 学校における措置の推進	12
3. 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	13
第6章 関連する取組，今後のフォローアップについて	13
【参考資料】国が示す『学校と教師の「業務の3分類」』	15

【 別 冊 】 令和7年度教職員の働き方に関する意識調査 調査結果

第1章 計画の趣旨

本市では、令和7年2月に鹿嶋市教育大綱を改訂、令和8年度からは第Ⅲ期鹿嶋市教育振興基本計画に基づく取組がスタートする。これらの計画に基づき、社会の変化に柔軟に対応し、児童生徒の豊かな学びを実現し、質の高い教育の持続的提供を図るためには、学校現場における教育職員の働き方改革をなお一層推進することが不可欠である。教員が授業準備や授業実践、児童生徒理解など本来の教育活動に専念できる環境を整備することにより、創意工夫に富んだ教育実践と、児童生徒一人一人に丁寧に向き合う時間の確保が可能となる。このような取組は、児童生徒の人間性及び創造力を育成する基盤ともなる。

特に、教育職員に限られた勤務時間の中で最大の成果を上げるという共通認識のもと、本市として業務の精選と効率化及び役割分担の最適化を計画的かつ着実に進めることが重要である。このため、本市は、学校が担うべき業務の見直しを行うとともに、教育活動の優先順位を明確化し、これを踏まえた校務分掌の適切な割り振り、地域との連携・協力体制の一層の強化に取り組む。

本計画は、令和7年6月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」及び文部科学大臣指針「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自ら学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、いきいきと児童生徒の教育にまい進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領等の理念の実現に向けてより良い教育を行うことを目的として、策定するものである。

第2章 本市の現状

本市では、令和2年3月に、学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「鹿嶋市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に係る方針に関する規則（令和2年鹿嶋市教育委員会規則第9号）」を定め、同規則において、在校等時間の上限等の方針として、時間外在校等時間については、1か月45時間を上限として、学校内における教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできている。

具体的には、校務DXの推進、二学期制の導入、部活動改革のほか、各学校において、働き方改革に関する校務分掌を加え、校内に働き方改革プロジェクトチームを設置し、在校等時間の管理とその縮減に向けた取組を進めるなど、働き方改革のさらなる推進を図ってきたところである。また、広域の取組として、県管内教育事務所に設置された、管内市町村教育委員会担当者、学校長、教育事務所担当者等で構成される「働き方改革推進チーム」に参画し、管内における実践事例の共有を図るとともに、業務削減の方法や効果的な取組について協議・検討を行っている。

1. 時間外在校等時間等の状況

(1) 過去3年間の時間外在校等時間の状況

令和6年度 (二学期制導入)	年平均	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合
小学校	月31時間34分	19.2%	0.0%
中学校	月43時間13分	51.5%	0.0%
全体	月35時間37分	30.5%	0.0%

令和5年度	年平均	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合
小学校	月40時間01分	22.7%	0.0%
中学校	月43時間47分	52.4%	0.1%
全体	月41時間19分	33.0%	0.04%

令和4年度 (コロナ禍)	年平均	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合
小学校	月32時間22分	19.4%	0.0%
中学校	月45時間55分	55.5%	1.6%
全体	月37時間09分	32.1%	0.6%

時間外在校等時間が45時間を超える教育職員の割合は、令和6年度30.5%となっている。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が五類感染症へ移行し、教育活動が段階的に平常化する中で、令和5年度については一時的な増加がみられたが、令和6年度に導入した二学期制をはじめとする取組の効果もあり、減少傾向がみられている。

(2) 週休日、退勤後の持ち帰りを含む業務の頻度

※令和8年1月実施「市教職員の働き方改革に関するアンケート調査（以下「令和7年度アンケート調査」という。）」より

週3日以上（23.2%）/週1～2回程度（24.0%）
月1・2回程度（24.9%）/ほとんどない（28%）

週1回以上持ち帰り業務を行っている職員が約半数を占めており、在校等時間には表れにくい業務負担が存在していることがうかがえる。

このため、在校等時間の縮減に加え、持ち帰り業務に依存しない業務の精選及び分担の見直しが必要である。

(3) 時間外在校等時間が生じる主な要因

※令和7年度アンケート調査より

- (全体) 生活指導・生徒指導 (49.4%)
評価・成績に関すること (44.6%)
事務・報告書作成 (調査回答を含む) (40.9%)
- (小学校) 生活指導・生徒指導 (49.3%)
評価・成績に関すること (47.4%)
学校運営 (校務分掌) (43.7%)
事務・報告書作成 (調査回答を含む) (41.9%)
- (中学校) 生活指導・生徒指導 (50.4%)
事務・報告書作成 (調査回答を含む) (40.7%)
評価・成績に関すること (40.0%)
部活動指導 (37.0%)

時間外在校等時間の主な要因は、小・中学校ともに生活指導・生徒指導を中心に、成績処理や事務・報告業務、校務分掌など多岐にわたっている。このことから、日常的かつ継続的に発生する業務が積み重なることにより、時間外在校等時間の増加につながっている状況がうかがえる。

(4) 業務負担を感じる業務

※令和7年度アンケート調査より

- (全体) 生活指導・生徒指導 (時間外の見回り、家庭訪問。保護者対応などを含む) (61.4%)
事務・報告書作成 (調査回答など含む) (45.4%)
評価や成績に関すること (採点・特別支援における個別の指導計画作成など含む) (35.4%)
- (学級担任) 生活指導・生徒指導 (時間外の見回り、家庭訪問。保護者対応などを含む) (61.4%)
評価や成績に関すること (採点・特別支援における個別の指導計画作成など含む) (55.1%)
学校運営 (校務分掌) に関すること (41.7%)
- (管理職・教諭以外のその他の職員)
事務・報告書作成 (調査回答など含む) (75.8%)
生活指導・生徒指導 (時間外の見回り、家庭訪問。保護者対応などを含む) (48.5%)
学校運営 (校務分掌) に関すること (39.4%)

業務負担を感じる業務としては、生活指導・生徒指導の割合が最も高く、次いで事務・報告書作成や評価・成績処理が続いており、心理的・時間的双方の負担が大きい業務が明らかとなっている。また、職種や役割に応じて負担を感じる業務の内容に違いが見られ、特定の業務が一部の職員に集中している状況がうかがえる。一方で、出産休暇・育児休業等の両立支援制度の利用は着実に進んでおり、働きやすい職場環境の整備という観点では一定の前進がみられる一方で、心身の不調による長期休業者は一定数生じている。

これらに伴い、代替講師の確保も含めた人員面の課題や中堅層への負担集中、若手教員の育成機会の確保といった点にも課題が見られる状況にある。

こうした状況を踏まえ、業務の精選・効率化と役割分担の明確化を図るとともに、校務分掌の再編や校務DXの推進、教員業務支援員等の配置充実を通じて、教員一人一人が専門性を最大限に発揮できる環境づくりを進めていくことが必要である。

2. 学校と教師の「業務の3分類」における状況

【学校と教師の「業務の3分類」(P13参照)】

教師が「教師でなければできない業務」に専念できる環境を整備し、教育の質の維持・向上を図ることを目的として、学校業務を「①学校以外が担うべき業務」「②教師以外が積極的に参画すべき業務」「③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」の3つに整理したもの。

中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(平成31年1月25日)において初めて示され、令和7年「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の改訂において、今日の学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きがいの観点を踏まえてアップデートされたもの。

(1) 学校以外が担うべき業務

- ① 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等) (「3分類」③関係)
 - ・給食費については、公会計化を実施済み。その他、学年費(副教材費など)、修学旅行等の積立金、PTA会費等の徴収金については、原則として口座振替又は直接購入方式により徴収している。
- ② 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 (「3分類」⑤関係)
 - ・現在は、教育委員会と学校で連携し、対応を行っており、必要に応じて、スクールロイヤー(県制度)や市の顧問弁護士等を活用している。

(2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ① 調査・統計等への回答 (「3分類」⑥関係)
 - ・教育委員会において、学校に依頼する調査物及び発出文書について、内容及び必要性を事前に精査し、調査の統合・簡素化及び発出件数

の抑制を図っている。

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担の軽減を図っている。

② 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校プール施設の老朽化等に伴い、一部の学校においては学校プールを廃止し、民間施設を活用して水泳指導を実施している。その結果、教育職員のプール管理に係る業務負担の軽減につながっている。
- ・体育施設の地域開放時間等の管理業務については、教育委員会スポーツ担当課において一元管理を実施している。

③ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・関係団体との協働により地域クラブの立ち上げや既存クラブの活用を進め、部活動の地域展開を図っている。令和7年9月からは原則として休日の部活動は実施しないこととし、過渡期である令和7年度については、休日における大会・練習試合への参加について、大会の精選を進めるほか、鹿嶋市部活動運営方針に則り、活動時間や活動日数の適正化を図るとともに、部活動顧問を複数配置し負担の軽減を図っている。また、指導の充実、教員の負担軽減を目的として外部人材を活用し部活動指導員を配置している。

今後は、国の部活動に関する方針を踏まえ、平日の部活動の在り方も含めたさらなる改革を進める必要がある。

(3) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

① 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員（県職員）やアシスタントティーチャー等を配置している。
- ・教育職員の業務負担軽減及び業務の効率化を図るため、令和7年度から教育特化型生成AIを本格導入し、児童生徒の個別最適化された学習支援や、成績処理、文書作成補助、教材作成支援等に活用し、教育職員の事務的業務の縮減を図っている。生成AIをはじめICTの利活用については、職員間における活用状況に差がみられることから、研修の充実及び活用事例の共有を通じて、さらなる活用の促進を図る必要がある。

② 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・県スクールカウンセラー配置事業及び県スクールソーシャルワーカー配置事業を活用し、専門的知見をいかした支援体制を構築することにより、学校の教育職員だけで抱え込まない体制を整備し、負担の軽減を図っている。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、看護嘱託職員を配置し、適切な医療的ケア及び安全管理体制の確保を図っている。

3. 学校における措置

(1) 教育課程編成の適正化（授業時数の適正管理）

学校教育法施行規則別表第一に基づく標準授業時数を踏まえ編成している。標準授業時数は、小学校1年が850単位時間、2年が910単位時間、3年が980単位時間と児童の発達段階に応じた年間授業時数が設定されており、小学校4年から6年及び中学校1年から3年では年間1,015単位時間（小学校1コマ45分、中学校1コマ50分として計算）とされている。国は、この標準を大幅に上回る授業時数として年間1,086単位時間以上を是正の対象としている。

本市では、標準授業時数を確保した上で、余裕を持たせ教育課程を編成しているが、年間1,086単位時間を上回る学校はない。授業時数に余裕を持たせることにより、授業の進度調整や行事等への影響に柔軟に対応できるとともに、臨時休校などの緊急時にも必要な授業時数を確保できている。

(2) 教育DXの推進

校務や教員の授業準備の効率化を進めるため、校務支援システム、デジタル教科書や教育特化型生成AIなどのICTを積極的に導入し、教育活動の質の向上や児童生徒への指導の充実につなげている。

「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況

半分以上取組が進んでいる学校の割合 69.3%

(3) 勤務時間外の留守番電話機能及び通話録音機能の導入

留守番電話機能については、すべての学校で対応済み。

(4) 学校から保護者への文書配布

すべての学校で専用アプリケーションソフト（アプリ）を用いたデータ配信へ移行し、配布に係る負担軽減に取り組んでいる。

(5) 学校事務の共同実施

学校事務体制の強化のため、本市においては、平成27年度から学校事務を共同実施している。

4. 学校活動における地域連携・協働

(1) 学校運営協議会を通じた地域連携

各校に設置する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）においては、保護者や地域住民の学校運営への参画を促進し、学校と地域が目標や課題を共有し対等なパートナーとして相互の連携・協働を推進している。今後は、学校運営協議会において学校が担う業務の在り方や地域との役割分担についても協議し、地域人材の参画を一層促進することにより、教育活動

及び周辺業務における協働体制を構築するとともに、基本方針（グランドデザイン）の承認を通じて、学校と地域が連携して働き方改革を推進する体制を整備していくことが求められている。

（２）学校支援ボランティア制度の導入

学校支援ボランティア制度を導入し、様々な教育活動や花壇整備、草抜き、登下校の見守りなど周辺業務への地域参画を促進することにより、教育職員の業務負担の軽減と地域連携の強化を図っている。

５．教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

労働安全衛生法及び関連法令を遵守し、教育職員の健康管理及び福祉の向上に資する取組を進めている。具体的には、時間外在校等時間が月 40 時間を超過した教育職員に対する管理職面談の実施の徹底、また、職場におけるメンタルヘルス不調の未然防止を目的として、全職員を対象にストレスチェックを年 1 回実施している。高ストレス判定者に対しては、本人の申し出に基づく医師による面接指導を実施し、その結果を踏まえた適切な就業上の措置を講じる体制を整えている。

- ・ ストレスチェック実施率 令和 7 年度 87.9%
- ・ 高ストレス者の割合 令和 7 年度 11.4%
- ・ 医師による面接指導の実施

（対象）

鹿嶋市学校教職員に対する面接指導実施要綱（平成 26 年教育委員会告示第 2 号）週 38 時間 45 分を超える部分の勤務（休日勤務を含む。以下「時間外労働」という。）の時間が、1 か月 80 時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる教職員

第3章 目標

本計画においては、以下のとおり数値目標を設定し、教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係を構築し、また、専門性の発揮などにより、いきいきと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

1. 時間外在校等時間等に関する目標

学校の実態等を踏まえつつ段階的な達成を図る。

【成果指標】

- (1) 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合について100%を目指す。
- (2) 1年間における時間外在校等時間の年間合計を360時間以内とし、1か月当たりの平均は概ね30時間とする。

【モニタリング指標】

教職員の働き方改革に関するアンケート調査において、次の指標により状況を把握する。

- ①「勤務時間を意識している」割合については、高水準を維持する。
- ②「時間外勤務の状況」については、前年度との比較により改善状況を把握する。
- ③「持ち帰り業務の頻度」については、前年度との比較により改善状況を把握する。

《令和7年度アンケート調査結果》

- ①「勤務時間を意識している（どちらかといえば意識しているを含む）」 95.1%
- ②「前年度より時間外勤務が減少した（やや減少したを含む）」 52.3%
- ③「持ち帰り業務の頻度（週1～2回程度以上の割合）」 47.1%

2. ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【成果指標】

- (1) 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上とする。
《令和6年度平均取得日数 12.1日》
- (2) ストレスチェックの実施率を100%とするとともに、高ストレス者の割合を9%以下に低減する。
《令和7年度 実施率 87.9%》
《令和7年度 高ストレス者割合 11.4%》
- (3) ストレスチェックにおける健康リスクの値を65以下とする。
《令和7年度健康リスク値 73.5》

第4章 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とする。

なお、社会情勢の変化や年度ごとの取組検証の状況により、見直しの必要が生じた場合においては、国や県などの動向を踏まえて、適宜見直しを行う。

第5章 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

1. 学校と教師の「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

国が示す学校と教師の「業務の3分類」を踏まえ、各学校において、現状を把握し、業務の見直しを進める。見直しにおいては、業務の単純な削減を目的とするものではなく、教師が本来担うべき教育活動に専念し、専門性を最大限発揮できる環境を整備することを目的として実施する。

【見直しの手順】

- ①各学校において、国が示す学校と教師の「業務の3分類」の考え方を踏まえ、共通の書式を用いて現在実施している業務について、業務の内容・実施主体・頻度等を整理する。
- ②棚卸しした業務について、「学校以外が担うべき業務」を優先的に抽出し、業務の廃止・縮減、簡素化、ICT活用による効率化、事務職員や外部人材等への役割分担を整理する。
- ③学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の仕組みを活用し、地域や学校運営協議会との連携のもと、教師以外の主体が関与できる業務について精査・検討する。その上で、地域人材や関係機関等との役割分担の見直しを進め、学校運営を支える体制を構築する。取り組みにあたっては、これまで築き上げてきた地域との信頼関係を維持・発展させることを基本とし、学校や地域の実情を踏まえながら、優先順位を定めて段階的に展開することに留意する。
- ④見直した業務について学校内で共有し、実施状況を定期的に確認する。また、業務改善の効果を検証しながら、必要に応じてさらなる改善を図る。

《特に取組を進める業務》

（1）学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・各地域の実情を踏まえつつ、学校運営協議会などを通じて、保護者や地域住民等による通学路の見守り活動を推進する。
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応（「3分類」②関係）
 - ・放課後から夜間などにおける校外の見回りについては、学校の本来の業務の範囲外であることから、学校による自主的な見守りは原則として実施しない。引き続き、地域社会全体で子供を見守る機運

を醸成するとともに、行政・警察・家庭がそれぞれの役割を果たすとの認識に立ち、不審者情報等の共有など情報連携については適切に実施した上で、関係機関と連携し、実効性のある安全確保に向けた取組を推進する。

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

(2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

① 部活動（部活動の地域展開・地域連携を推進）（「3分類」⑬関係）

- ・「鹿嶋市部活動運営方針」に則り、活動時間の上限を遵守するとともに、適切に休養日を設定する。
- ・原則、休日のすべての部活動は行わない。休日における大会・練習試合への参加についても、大会を精選し段階的になくしていく。
- ・平日の部活動については、部活動指導員の配置・拡充等を進めるとともに、国方針を踏まえ、平日を含めた部活動の在り方について検討を進める。

(3) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

① 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員やアシスタントティーチャー等の配置を拡充する。
- ・生成AIの導入による、授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

② 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係校内会議への参加を推進し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会及び学校において、医療・福祉・警察等の関係機関と組織的に連携・協働し、適切な役割分担のもと、切れ目のない支援体制の構築を推進する。そのため、生徒指導主事等を対象とした研修を実施し教育職員の対応力の向上を図るとともに、学校警察連絡協議会等における情報共有の充実や、家庭児童相談員・保健師等をはじめとする市健康福祉部局との緊密な連携を通じて、重層的な支援体制の充実を図る。
- ・必要に応じて、医療的ケア看護職員、アシスタントティーチャー、校内教育支援センター員、その他医療・福祉に関する専門的な人材について、学校へ派遣又は配置を行う。

2. 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

(1) 教育課程編成の適正化（授業時数の適正管理）

各学校の教育課程における年間総授業時数や週あたり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（P5参照：標準授業時数に対し、小学4年生以上で1,086単位時間以上を「標準授業時数を大幅に上回る教育課程」とされている）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

(2) 学校生活における活動の精選と日課表の工夫

当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間について勤務時間内で設定するなど、日課表の工夫を進める。

(3) 教育DXの推進

- ・生成AIの校務利用やデジタルドリル教材の活用、職員会議等のペーパーレス化、クラウドによる事前共有などのデジタル技術の活用を図り、校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況について、半分以上取組が進んでいる学校の割合を、69.3%から75%以上にする。
- ・勤務時間外の留守番電話機能については、全校導入済みであることから、今後は電話の通話録音機能の導入について検討を進める。

(4) 学校活動における地域連携

本市ではすべての小中学校に学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置し、保護者や地域住民等の学校運営への参画を促進するとともに、支援・協力体制の充実を図っている。

既に多くの学校において、学校運営協議会において協議・承認を得る「学校運営の基本方針（グランドデザイン）」に教育職員の働き方改革に関する記述が盛り込まれているところである。今後は、その取組をより一層実効性のあるものとするため、働き方改革を学校運営上の重要課題として明確に位置付け、業務量管理・健康確保措置の実施に関する具体的な目標や取組内容を明確に示すとともに、学校評価項目において評価・検証を行い、次年度の方針へ確実に反映させる。

あわせて、(1)で示した学校業務の在り方について改めて整理し、地域との役割分担等についても学校運営協議会において、学校と地域が子供を育む「対等なパートナー」として目標を共有し、地域人材の参画や学校を取り巻く周辺業務を含めた協働体制を相互に構築する。こうした取組を通じて、学校と地域が互いの専門性や背景を尊重しつつ、教育活動の充実と、双方が持続可能となる地域・学校運営の実現を目指す。

3. 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ① 1か月時間外在校等時間が80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる教育職員に対し、本人の申し出に基づき医師による面接指導を速やかに実施する。
- ② 終業から始業までに、11時間以上の継続した休息时间（勤務間インターバル）の確保に取り組む。
- ③ ストレスチェックの実施率100%を目指し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ④ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校における計画的な取得の促進を図るとともに、取得状況の把握や好事例の共有等を通じて、取得しやすい環境づくりを推進する。
- ⑤ 学校における定時退校日を月4回程度設定するよう推進する。
- ⑥ 定時退勤を原則とするが、やむを得ない場合においても、児童・生徒完全下校後2時間以内の退勤を目安とする。
- ⑦ 長期休業中の早出遅出勤務制度の利用を促進する。

第6章 関連する取組、今後のフォローアップについて

（1）取組状況の把握・公表及び評価の実施

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告するほか、教育行政評価指標に加え、評価・検証を行う。
- ・時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、校務支援システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果、教育職員アンケート調査等から把握する。

（2）児童生徒支援に係る専門人材の確保

学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

（3）学校への支援・指導等

- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときは、当該学校に聞き取り・助言・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関

する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

(4) 学校運営協議会との連携

地域ボランティアの確保・充実などについて、学校運営協議会と連携して取り組む。

(5) 首長部局と連携した保護者・地域の理解促進と協力体制の確保

保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して、本市における学校と教師の「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

【参考資料】国が示す『学校と教師の「業務の3分類」』

1 学校以外が担うべき業務	2 教師以外が積極的に参画すべき業務	3 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
<p>①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等</p> <p>②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）</p> <p>④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等</p> <p>⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応</p>	<p>⑥調査・統計等への回答（学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施）</p> <p>⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画）</p> <p>⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討）</p> <p>⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理（教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討）</p> <p>⑩校舎の開錠・施錠（副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進）</p> <p>⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮（地域住民等の支援や、輪番等を促進）</p> <p>⑫校内清掃（児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進）</p> <p>⑬部活動（部活動の地域展開・地域連携を推進）</p>	<p>⑭給食の時間における対応（食に関する指導については、栄養教諭等が対応）</p> <p>⑮授業準備（教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進）</p> <p>⑯学習評価や成績処理（採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進）</p> <p>⑰学校行事の準備・運営（関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討）</p> <p>⑱進路指導の準備（就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進）</p> <p>⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの協働等を促進）</p>